

東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会公告第 1 号

渋沢×北区 青天を衝け 大河ドラマ館入場券販売管理・運営業務委託に係る 公募型プロポーザルの実施について

渋沢×北区 青天を衝け 大河ドラマ館入場券販売管理・運営業務委託に係る公募型プロポーザル手続を以下のとおり実施しますので、公告します。

令和 2 年 7 月 15 日

東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会
会長 越野 充博

1 趣旨

この実施要領は、令和 3 年の大河ドラマ「青天を衝け」の放送に合わせて、東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会（以下「活用推進協議会」という。）が北区飛鳥山博物館内に設置する渋沢×北区 青天を衝け 大河ドラマ館の入場券販売管理・運営業務委託を行う事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものである。

応募者は、この実施要領、渋沢×北区 青天を衝け 大河ドラマ館の入場券販売管理・運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）等の内容を踏まえ、企画提案書その他必要な書類を提出するものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

渋沢×北区 青天を衝け 大河ドラマ館入場券販売管理・運営業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書に記載のとおり。

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで。ただし、契約は年度毎に締結する。

(4) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 委託上限額

130,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 上記の委託上限額には、本業務委託を履行するために必要な全ての経費を含む。

イ 年度毎の契約額は、契約時に協議する。

3 プロポーザルの参加資格

- (1) 本プロポーザルの参加者は、提案書類の提出期限である令和 2 年 7 月 31 日（金）現在において、次に掲げる要件を満たすものとする。1 事業者で参加する場合（以下、「単

体企業」という。)にあっては、次に掲げる要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合(以下、「共同企業体」という。)にあっては、すべての参加事業者が、次に掲げる要件を満たしていることとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。

イ 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準(14北総契第360号平成15年3月28日区長決裁)による指名停止期間中でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、略称「暴力団対策法」)第2条に規定する者でないこと。

エ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、活用推進協議会が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないこと。

(2) 共同企業体の場合の参加資格等

共同企業体で提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

ア 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表社員を押しした参加申込書(様式第1-2号)を提出すること。その際、幹事者の印は契約時に使用するものと同一とすること。

イ 単体企業が共同企業体の構成員になること及び2以上の共同企業体の構成員になることはできないものとする。

ウ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格を満たさない場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ やむを得ない事情がある場合を除き、提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

エ 提出書類に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合

オ 本プロポーザルに参加する他の者と提案の内容等について協議等を行った場合

カ 本プロポーザルを公告した日以後、本実施要領に定める手続以外の方法により、審査委員会委員に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合

キ アからカまでに掲げるもののほか、本実施要領に違反したと活用推進協議会が認めた場合

5 審査方法

(1) 審査の基準

活用推進協議会が設置する大河ドラマ館関係業務委託プロポーザル審査委員会(以下

「審査委員会」という。)で定めた評価基準に基づき、審査を行う。

(2) 審査方法

審査は書類審査により実施する。審査委員会において企画提案書、見積金額その他の提出書類の内容を(1)の評価基準に沿って審査し、契約候補者を順位づける。

(3) 評価基準

評価項目	評価事項	配点
運営力	<ul style="list-style-type: none">・事業計画、運営計画等の各計画は、効果的かつ安定的に大河ドラマ館を運営することができるものになっているか。・必要かつ十分な人員体制及び人員計画となっているか。・事業実施のための十分なバックアップ体制や連携体制がとられているか。・スムーズな運営を行うことができるスケジュールが組まれているか。	40
感染症対策	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策について適切に講じられたものとなっているか・オンラインチケットを含む受付をスムーズに行える運用が提案されているか。	20
価格点	<ul style="list-style-type: none">・経費見積額	20
その他	<ul style="list-style-type: none">・仕様書で要求する項目以外のもので、効果的な追加提案があるか。・これまでに類似の事業に携わり、十分な実績をあげているか。・各業務に係る予算は、効果的かつ効率的な配分となっているか。・スタッフの確保等について、区内在住者を積極的に雇用する体制が整っているか。	20
合計		100

(4) 審査結果の通知

審査結果は、審査完了後、参加者全員に文書で通知する。ただし、当該参加者の順位のみを通知することとし、評価基準における獲得点数及び内訳は公開しない。

また、審査経過や審査結果に対する異議は受け付けない。

6 契約候補者との協議

審査により最上位の契約候補者として選定された者と活用推進協議会は、契約締結に向けて仕様書の細目について協議を行う。この協議に際しては、活用推進協議会は必要に応じ当該契約候補者の提案に対して修正を求めることができることとし、当該契約候補者は、誠実に協議に応じるものとする。

なお、当該契約候補者との協議が不調のときは、審査による順位付けに基づき、上位の者から順に契約締結に向けた協議を行う。

7 募集から契約締結までのスケジュール

(1) 公募開始(公募要項の公表) 令和2年7月15日(水)

- (2) 質問受付期間 令和 2 年 7 月 15 日 (水) ~ 令和 2 年 7 月 27 日 (月) 17 時
- (3) 質問回答予定日 令和 2 年 7 月 29 日 (水)
- (4) 提案書類受付期間 令和 2 年 7 月 15 日 (水) ~ 令和 2 年 7 月 31 日 (金) 17 時
- (5) 審査予定日 令和 2 年 8 月上旬
- (6) 審査結果の通知 審査完了後、速やかに通知する。
- (7) 契約候補者との協議 令和 2 年 8 月下旬
- (8) 契約締結 令和 2 年 8 月末

※日程については、活用推進協議会の都合により変更する場合がある。

8 提案書類の作成・提出

(1) 提案書類の作成様式

- ア 参加表明書 単体企業の場合 (様式第 1-1 号) 1 部
共同企業体の場合 (様式第 1-2 号) 1 部
- イ 共同企業体協定書 (付録 1) 1 部 ※該当の場合のみ
- ウ 企画提案書 (様式第 2 号) 正本 1 部、副本 9 部
- エ 事業実施体制の組織表 (任意様式) 正本 1 部、副本 9 部
- オ スケジュール表 (任意様式) 正本 1 部、副本 9 部
- カ 経費見積書 (様式第 3 号) 正本 1 部、副本 9 部
- キ 暴力団等の関与がない旨の誓約書兼承諾書 (様式第 4 号) 1 部
- ク 会社の概要等が分かるもの (任意様式) 正本 1 部、副本 9 部
- ケ 本業務委託の責任者及び担当者の経歴書 (任意様式) 正本 1 部、副本 9 部
- コ 本業務と同種の請負実績が分かるもの (任意様式) 正本 1 部、副本 9 部

(2) 提出書類の注意事項

- ア 提出書類は、全て A4 サイズとすること。
- イ 提案書類の作成に当たっては、容易に提案者が特定できるような記載・表記は行わないこと。
- ウ 本件業務の範囲は、調達仕様書に示す委託範囲の一切を含むものとする。
- エ 共同企業体で参加する場合、会社概要書については構成員ごとに作成すること。また、共同企業体協定書については、構成員ごとに所持し、1 部を参加申込書等と一緒に提出すること。
- オ 提案する内容は別紙仕様書で要求する項目とするが、要求仕様以上に効果的な提案がある場合は、委託上限額にかかわらず提案することが出来る。委託上限額外の提案には、委託上限額外であることが分かるように明記すること。
- カ 見積書は、見積金額及び入場券買取可能上限枚数を記載すること。また別紙仕様書の業務内容ごとの内訳金額、積算根拠等見積書の詳細が分かる資料 (任意様式) を添付すること。
- キ スケジュール表は、契約締結後から委託契約期間である令和 4 年 3 月までの業務進行が分かるように記載すること。
- ク 活用推進協議会が必要と認めた場合には、書類の追加提出を求める。
- ケ 提案書類の審査を実施するに当たり、活用推進協議会所定の様式等の要件に対応し

た記載がない場合には、当該項目に係わる提案についてはなかったものとみなす。

- コ 提出書類が欠けている場合又は必要部数を満たしていない場合は、受け付けない。
- (4) 提出期限 令和2年7月31日(金)17時まで
- (5) 提出場所 11の問い合わせ先の窓口
- (6) 提出方法 予め11の問い合わせ先まで電子メール又は電話で連絡のうえ、直接持参すること。
- (7) 提出書類の取扱い
 - ア (4)の提出期限終了後は、活用推進協議会の同意なく、提出書類に記載された内容の変更は認めない。
 - イ 事業者の選定の有無にかかわらず、提出書類は、返却しない。
 - ウ 提出書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することができる。
 - エ 提出書類(ウで複製した書類を含む。)は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
 - オ 提出書類は、東京都北区情報公開条例に準じて公開する場合がある。
 - カ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザルの実施にのみ用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、東京都北区個人情報保護条例に準じて取り扱う。
 - キ 提出書類の内容について、別途、確認する場合がある。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、電子メールで提出すること。

(2) 提出先メールアドレス

seiten-kita@city.kita.lg.jp

(3) 提出期限

令和2年7月27日(月)17時まで

(4) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた形で北区公式ホームページに掲載する。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者の選定に当たって公平性を保つことができないと活用推進協議会が判断した場合は、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(5) 質問の回答予定日

令和2年7月29日(水)

10 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 本業務において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (3) 本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。

- (4) 必要書類提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を活用推進協議会事務局に提出すること。
- (5) 本業務を委託する相手方の決定については、選定された最優秀者を対象として活用推進協議会による内部手続を経た上で決定されるものであって、最優秀者の選定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (6) 提出された参加表明書及び提案書類は、一切返却しない。
- (7) 提出された参加表明書及び提案書類は、提案書類の審査等、本プロポーザルの実施に関する事項以外に提出者に無断で使用しない。ただし、契約に至った場合は、本件業務の実施に関して使用する。
- (8) 参加表明書及び提案書類は、定められた提出期限の翌日以降、差替え又は再提出を一切認めない。
- (9) 提案書中には、所定の様式において記入を求められている場合を除き、提案書の提出者名を記入しないこと。
- (10) 本プロポーザルの審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じない。

11 問い合わせ先

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

北区役所第一庁舎3階 1 番窓口

東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会事務局

（政策経営部シティプロモーション推進担当課内）

電話：03-3908-1364

メールアドレス：seiten-kita@city.kita.lg.jp

担当：神田・太田